

## 子ども・子育て支援新制度における保育認定の利用者負担額について

### 1. 国の利用者負担の考え方

- (1)新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）とされており、現行の保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が利用者負担を定めることとなる。
- (2)所得階層の区分を決定するに当たっては、市町村民税額を基に行う。  
保育の 2 号認定（満 3 歳以上）、保育の 3 号認定（満 3 歳未満）の利用者負担の算定は、所得税額から市町村民税額に変更となる。  
利用者負担の年度切替は、8 月以前が前年度の市町村民税額、9 月以降が当該年度の市町村民税額から算出する。
- (3)保育標準時間（1 1 時間）及び保育短時間（8 時間）の利用者負担の区分を設定、保育標準時間の設定は、現行の利用者負担の水準を基準にしており、保育短時間認定の設定は、保育標準時間の▲ 1. 7 %を基本に設定。
- (4)国が定める利用者負担の水準は、保育 2 号、保育 3 号給付それぞれにおいて、施設や事業を問わず、同一の水準としている。

### 2. 市川市の利用者負担の考え方

市川市の利用者負担の考え方は、国の基準を踏まえて、次に掲げる考え方を基本とする。

#### (1)基本的な考え方

- ①現在の制度における利用者負担の水準を基本とする。（応能負担）
- ②所得階層区分の税額を市町村民税額とする。
- ③保育標準時間・保育短時間の区分の利用者負担の設定を行う。
- ④認定区分（2 号・3 号）ごとに、施設や事業を問わず、同一の利用者負担とする。
- ⑤多子世帯への支援制度（第 3 子以降の利用者負担の軽減）の継続。

#### (2)具体的な利用者負担の体系

- ①利用者負担の体系は、国の基準である 3 歳未満児・3 歳以上児の 2 区分から現行の利用者負担の体系と同様に 3 歳未満児・3 歳児・4 歳以上児の 3 区分とし現行の利用者負担の水準を基本とする。
- ②所得階層区分を現行の 2 6 階層区分と同様とする。
- ③現行の利用者負担は、国の徴収基準の平均 8 0 %程度となるように算定していることから新制度においても同様とする。

保育認定を受けた子ども（満 3 歳未満）の利用者負担のイメージ

保育認定を受けた子ども（満 3 歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）		
※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）		
・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定		
階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円
②～③：前年度分の市町村民税が各区分に該当する世帯 ④～⑧：前年度分の所得割課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額） ※ ただし、給付単価を限度とする。		

保育認定を受けた子ども（満 3 歳以上）の利用者負担のイメージ

保育認定を受けた子ども（満 3 歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）		
※ここで示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）		
・保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定		
階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円
階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上	101,000円	99,400円
②～③：前年度分の市町村民税の区分が各区分に該当する世帯 ④～⑧：前年度分の所得割課税世帯であって、その所得税額が各区分に該当する世帯 ※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。 ※ 「推定年収」は夫婦（妻はパートタイム労働程度を想定（所得税が非課税となる程度の収入））と子供2人世帯の場合のおおまかな目安（廃止前の年少扶養控除を反映した額） ※ ただし、給付単価を限度とする。		

保育認定の利用者負担額(標準時間・短時間)案

(単位:円)

国階層	改正案の保育料徴収額基準表			3歳未満児(3号認定)標準時間			3歳未満児(3号認定)短時間			3歳未満児(3号認定)比較			3歳児(2号認定)標準時間			3歳児(2号認定)短時間			3歳児(2号認定)比較			4歳以上児(2号認定)標準時間			4歳以上児(2号認定)短時間			4歳以上児(2号認定)比較																				
				標準時間	標準時間市徴収額		短時間	短時間市徴収額		国基準額	市徴収額比		標準時間	標準時間市徴収額		短時間	短時間市徴収額		国基準額	市徴収額比		標準時間	標準時間市徴収額		短時間	短時間市徴収額		国基準額	市徴収額比																			
				国基準額	市徴収額	負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)		国基準額比	市徴収額比	負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)	国基準額比	市徴収額比		負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)	国基準額		市徴収額	負担率(%)	国基準額	市徴収額	負担率(%)															
A	B	B/A	A'	B'	B'/A'	A-A'	B-B'	B-B'/A-A'	C	D	D/C	C'	D'	D'/C'	C-C'	D-D'	D-D'/C-C'	E	F	F/E	E'	F'	F'/E'	E-E'	F-F'	F-F'/E-E'																						
1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯			0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0																				
2	B	市町村民税非課税世帯			9,000	0	0.0	9,000	0	0.0	0	0	0.0	6,000	0	0.0	6,000	0	0.0	0	0	0.0	6,000	0	0.0	6,000	0	0.0																				
3	C	市町村民税の所得割課税額			19,500	7,800	40.0	19,300	7,500	38.9	200	300	150.0	16,500	6,600	40.0	16,300	6,400	39.3	200	200	100.0	16,500	6,600	40.0	16,300	6,400	39.3	200	200	100.0																	
		1	~ 16,200円 未満	8,800																												45.1	8,500	44.0	300	150.0	7,500	45.5	7,200	44.2	300	150.0	7,500	45.5	7,200	44.2	300	150.0
		2	16,200円 ~ 32,400円 未満	9,800																												50.3	9,500	49.2	300	150.0	8,300	50.3	8,000	49.1	300	150.0	8,300	50.3	8,000	49.1	300	150.0
4	C	4	48,600円 ~ 54,600円 未満	17,000	56.7	16,400	55.4	400	600	150.0	15,000	55.6	14,500	54.5	400	500	125.0	15,000	55.6	14,500	54.9	500	84.7	500	84.7																							
		5	54,600円 ~ 60,600円 未満	19,500	65.0	18,900	63.9	400	600	150.0	17,500	64.8	16,900	63.5	400	600	150.0	17,000	63.0	16,400	62.1	600	101.7	600	101.7																							
		6	60,600円 ~ 72,700円 未満	22,500	75.0	21,800	73.6	400	700	175.0	20,000	74.1	19,400	72.9	400	600	150.0	19,000	70.4	18,400	69.7	590	60.0	600	101.7																							
		7	72,700円 ~ 84,800円 未満	25,000	83.3	24,200	81.8	400	800	200.0	21,500	79.6	20,800	78.2	400	700	175.0	20,000	74.1	19,400	73.5	600	101.7	600	101.7																							
5	C	9	97,000円 ~ 121,000円 未満	33,000	74.2	32,000	72.9	600	1,000	166.7	27,000	75.8	26,100	78.9	2,540	900	35.4	23,000	79.4	22,300	84.4	700	27.6	700	27.6																							
		10	121,000円 ~ 145,000円 未満	38,000	85.4	36,800	83.8	600	1,200	200.0	28,000	78.6	27,100	81.9	2,540	900	35.4	24,000	82.9	23,200	87.8	800	31.5	800	31.5																							
		11	145,000円 ~ 169,000円 未満	41,000	92.1	39,700	90.4	600	1,300	216.7	29,000	81.4	28,100	84.9	2,540	900	35.4	25,000	86.4	24,200	91.6	800	31.5	800	31.5																							
6	C	12	169,000円 ~ 185,000円 未満	47,000	77.0	46,000	76.5	900	1,000	111.1	30,000	84.2	29,400	88.8	2,540	600	23.6	25,000	86.4	24,500	92.8	500	19.7	500	19.7																							
		13	185,000円 ~ 201,000円 未満	50,000	82.0	49,000	81.5	900	1,000	111.1	30,000	84.2	29,400	88.8	2,540	600	23.6	25,000	86.4	24,500	92.8	500	19.7	500	19.7																							
		14	201,000円 ~ 217,000円 未満	51,000	83.6	49,900	83.0	900	1,100	122.2	30,500	85.6	29,800	90.0	2,540	700	27.6	26,000	89.8	25,400	96.2	600	23.6	600	23.6																							
		15	217,000円 ~ 233,000円 未満	52,000	85.2	50,900	84.7	900	1,100	122.2	30,500	85.6	29,800	90.0	2,540	700	27.6	26,000	89.8	25,400	96.2	600	23.6	600	23.6																							
		16	233,000円 ~ 250,000円 未満	53,000	86.9	51,900	86.4	900	1,100	122.2	30,500	85.6	29,800	90.0	2,540	700	27.6	26,000	89.8	25,400	96.2	600	23.6	600	23.6																							
		17	250,000円 ~ 267,000円 未満	54,000	88.5	52,900	88.0	900	1,100	122.2	30,500	85.6	29,800	90.0	2,540	700	27.6	26,000	89.8	25,400	96.2	600	23.6	600	23.6																							
		18	267,000円 ~ 284,000円 未満	55,000	90.2	53,900	89.7	900	1,100	122.2	30,500	85.6	29,800	90.0	2,540	700	27.6	26,000	89.8	25,400	96.2	600	23.6	600	23.6																							
7	C	20	301,000円 ~ 333,000円 未満	62,000	77.5	60,700	77.0	1,200	1,300	108.3	33,000	92.6	32,300	97.6	2,540	700	27.6	27,000	93.3	26,400	100.0	600	23.6	600	23.6																							
		21	333,000円 ~ 365,000円 未満	63,000	78.8	62,000	78.7	1,200	1,000	83.3	33,000	92.6	32,300	97.6	2,540	700	27.6	28,000	96.7	26,400	100.0	1,600	63.0	1,600	63.0																							
		22	365,000円 ~ 397,000円 未満	64,000	80.0	63,000	79.9	1,200	1,000	83.3	33,000	92.6	32,300	97.6	2,540	700	27.6	28,000	96.7	26,400	100.0	1,600	63.0	1,600	63.0																							
8	C	23	397,000円 ~ 550,000円 未満	68,000	79.3	66,800	80.3	2,540	1,200	47.2	34,000	95.4	33,100	100.0	2,540	900	35.4	28,000	96.7	26,400	100.0	1,600	63.0	1,600	63.0																							
		24	550,000円 以上	70,000	81.6	68,600	82.4	2,540	1,400	55.1	34,000	95.4	33,100	100.0	2,540	900	35.4	28,000	96.7	26,400	100.0	1,600	63.0	1,600	63.0																							
				79.0		79.0		111.0		80.0		83.0		36.0		81.0		84.0		40.0																												

※8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する。

標準時間平均	80.0	短時間平均	82.0	標準-短時間比較平均	62.3
--------	------	-------	------	------------	------

## 平成27年度保育園保育料改正案

## 【現行制度】

D9階層 前年分の所得税課税額 103,000円 以上 133,000円 未満

①

現行の保育料 徴収額基準表	標準時間			短時間			比較		
	標準時間	標準時間市徴収額		短時間	短時間市徴収額		国基準額比	市徴収額比	
	国基準額 A	市徴収額 B	負担率(%) B/A	国基準額 A'	市徴収額 B'	負担率(%) B'/A'		市徴収額比 B-B'	負担率(%) B-B'/A-A'
3歳未満児	61,000	47,000	77.0	61,000	47,000	77.0	0	0	0.0
3歳児	35,500	30,000	84.2	35,500	30,000	84.2	0	0	0.0
4歳以上児	28,830	25,000	86.4	28,830	25,000	86.4	0	0	0.0

※ 現行制度では保育標準時間・短時間の区分は無いが、比較のため額を記載。

## 【改正案】

C12階層 前年分の市町村民税の所得割課税額 169,000円 以上 185,000円 未満

②

改正案の保育料 徴収額基準表	標準時間			短時間			比較		
	標準時間	標準時間市徴収額		短時間	短時間市徴収額		国基準額比	市徴収額比	
	国基準額 A	市徴収額 B	負担率(%) B/A	国基準額 A'	市徴収額 B'	負担率(%) B'/A'		市徴収額比 B-B'	負担率(%) B-B'/A-A'
3歳未満児(3号認定)	61,000	47,000	77.0	60,100	46,000	76.5	900	1,000	111.1
3歳児(2号認定)	35,640	30,000	84.2	33,100	29,400	88.8	2,540	600	23.6
4歳以上児(2号認定)	28,950	25,000	86.4	26,410	24,500	92.8	2,540	500	19.7

## 【現行制度と改正案の比較】

③=②-①

改正案の保育料 徴収額基準表	標準時間			短時間			比較		
	標準時間	標準時間市徴収額		短時間	短時間市徴収額		国基準額比	市徴収額比	
	国基準額 A	市徴収額 B	負担率(%) B/A	国基準額 A'	市徴収額 B'	負担率(%) B'/A'		市徴収額比 B-B'	負担率(%) B-B'/A-A'
3歳未満児(3号認定)	0	0	0.0	△ 900	△ 1,000	△ 0.5	900	1,000	111.1
3歳児(2号認定)	140	0	0.0	△ 2,400	△ 600	4.6	2,540	600	23.6
4歳以上児(2号認定)	120	0	0.0	△ 2,420	△ 500	6.4	2,540	500	19.7